

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月31日
【会社名】	株式会社 F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(5288)5692
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 桜井 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(5288)5691
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 桜井 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2022年10月31日(取締役会決議日)

### (2) 当該事象の内容

当社は米国航空機信託受益権を対象としたオペレーティング・リース案件(以下「対象案件」といいます。)に係る特定金外信託契約の信託受益権を、投資家に譲渡する目的で、貸借対照表上、商品として流動資産「金銭の信託(組成用航空機)」に計上しております(注)が、2022年9月末における会計上の評価を見直した結果、2022年9月期決算において、「金銭の信託(組成用航空機)」の評価損を売上原価に計上することにいたしました。

対象案件は、外貨建て販売する大口投資家向け商品として組成したものです。新型コロナウイルス感染症による航空機投資事業への不安の高まり、また、昨今の対ドル円安の影響により投資家の必要資金が多額になることもあって、当社の保有期間が長期化しているものです。対象案件は、航空会社の与信に問題がなくコロナ禍においても安定したリース料収入を得ており、商品性に問題はないと考えているものの、当社の保有期間が長期化している事象に加え、会計上、商品として評価してきた対象案件の信託受益権の処分について今後様々な選択肢が考えられる中、正味売却価額が低下していると判断し、会計上の評価額を切り下げることとしたものです。

(注) 対象案件を含む当社が組成する信託機能を活用した航空機リース事業案件は、当該リース事業を遂行する目的で設定した特定金外信託に係る受益権を投資家に譲渡するものであり、当社は、この法的事態を鑑み、未販売の当該受益権相当額を「金銭の信託(組成用航空機)」に計上しております。当該特定金外信託契約は、当社が信託の受託者である株式会社 F P G 信託に金銭を信託し、同社が当初委託者である当社の指図に基づき、当該金銭をもって航空機(航空機を信託財産とする信託受益権を含む。)を購入したうえで、航空会社にリース・市場売却等を行うものです。当該特定金外信託契約に係る信託受益権を、投資家に譲渡することで、委託者の地位が承継されると共に、信託財産から生じる譲渡後の損益が投資家に帰属いたします。対象案件については、米国のレギュレーションにより、米国の航空会社にリースを行う航空機の所有者は米国籍であることが求められるため、株式会社 F P G 信託は当該航空機の所有者にはならず、米国信託会社を受託者とする米国航空機信託受益権を取得し、米国信託会社を当該航空機の所有者として登録しております。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年9月期決算の個別決算で評価損1,459百万円を売上原価として計上しております。

以上